

公 告

「災害時等におけるダム管理施設等災害応急復旧業務に関する協定（測量・地質調査・調査検討・設計）」の公募について

標記について、次のとおり協定締結の相手方を公募します。協定の締結を希望する者は下記により申請をお願いします。なお、本公募は個別の業務の発注ではありません。

令和6年5月16日

国土交通省関東地方整備局

鬼怒川ダム統合管理事務所長

太田 敏之

記

1. 協定の目的

鬼怒川ダム統合管理事務所の管理する区域で災害が発生し、又は発生が予測され、災害対応を行う場合に必要となる、「災害時等応急対策業務（測量・地質調査・調査検討・設計）（以下、「業務」という。）」に関し、鬼怒川ダム統合管理事務所長（以下「甲」と言う。）と協定締結の相手方（以下「乙」と言う。）でその確保及び動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と被災施設の早期復旧について、その円滑な運営を期することを目的とする。

2. 協定の内容

- （１）協 定 書 別冊のとおり
- （２）協定区間 別紙「鬼怒川ダム統合管理事務所 管理区間」
- （３）協定期間 協定締結日から令和9年3月31日まで

3. 協定の締結区分

下記区分毎に公募するが、各区分を重複しての申請も可とするが、その場合は区分毎にそれぞれ申請すること。

また、業務実施内容は、本協定締結業者が実施可能な範囲とする。

区 分	内 容
区分(1)	地上測量に関する業務
区分(2)	空中写真測量に関する業務
区分(3)	地質調査に関する業務
区分(4)	ダム本体及び関連施設の調査、検討に関する業務
区分(5)	ダム本体及び関連施設の設計に関する業務

4. 申請者の条件

次に掲げる条件を全て満足する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 一般競争(指名競争)参加資格の認定については協定の締結区分毎に下記のとおりとる。

①区分(1)・(2)

関東地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和5・6年度測量に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。

②区分(3)

関東地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和5・6年度地質調査業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。

③区分(4)・(5)

関東地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和5・6年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。

※ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされてる者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長(以下「局長」という。)が別に定める手続きに基づく一般競争(指名競争)入札参加資格の再認定を受けていること。

- (3) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2))の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

- (4) 関東地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。

- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- (6) 設計共同体については、本協定の対象としない。

- (7) 本店、支店、営業所の所在については協定の締結区分毎に、下記のとおりとする。

①区分(1)

本店、支店又は営業所が栃木県内に所在すること。

「本店」とは、関東地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和5・6年度の一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量)の申請書「様式1」に記載された本社(店)をいう。

「支店又は営業所」とは、関東地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和5・6年度の一般競争(指名競争)参加資格申請書(測量)の申請書「様式3(以下、「資格審査営業所一覧」という。)」に記された支店等営業所のうち、測量法に基づく測量業者登録申請書に記載してある営業所をいう。

②区分(2)

本店、支店又は営業所が関東地方整備局管内に所在すること。

「本店」とは、関東地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和5・6年度の一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量)の申請書「様式1」に記載された本社(店)をいう。

「支店又は営業所」とは、関東地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和5・6年度の一般競争(指名競争)参加資格申請書(測量)の申請書「様式3(以下、「資格審査営業所一覧」という。)」に記された支店等営業所のうち、測量法に基づく測量業者登録申請書に記載してある営業所をいう。

③区分(3)

本店、支店又は営業所が栃木県内に所在すること。

「本店」とは、関東地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和5・6年度の一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設コンサルタント等)の申請書に記載された本社(店)をいう。

「支店又は営業所」とは、関東地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和5・6年度の一般競争(指名競争)参加資格申請書(建設コンサルタント等)の申請書(以下「資格審査営業所一覧」という。)」に記された支店等営業所のうち、地質調査業者登録をしている者については、地質調査業者現況報告書に記載している営業所、それ以外の者については、学校教育法による大学(旧大学令による大学を含む)、高等専門学校(旧専門学校令による専門学校を含む)又は高等学校(旧中学校令による実業学校を含む)において、測量、地質、土木等に関連する専攻科を卒業した者又はこれと同程度以上と認められる者が常駐(常に1名以上駐在)している支店等営業所をいう。

④区分(4)(5)

本店、支店又は営業所が関東地方整備局管内に所在すること。

「本店」とは、関東地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和5・6年度の一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設コンサルタント等)の申請書に記載された本社(店)をいう。

「支店又は営業所」とは、関東地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和5・6年度の一般競争(指名競争)参加資格申請書(建設コンサルタント等)の申請書(以下、「資格審査営業所一覧」という。)」に記された支店等営業所のうち、学校教育法による大学(旧大学令による大学を含む)、高等専門学校(旧専門学校令による専門学校を含む)又は高等学校(旧中学校令による実業学校を含む)において、測量、地質、土木等に関連する専攻科を卒業した者又はこれと同程度以上と認められる者が常駐(常に1名以上駐在)している支店等営業所をいう。

いう。

(8) 令和3年度以降令和4年度末までに完了した業務のうち、国土交通省等発注業務における、4.(2)の区分毎の業種区分の平均業務成績が60点以上であること。

但し、国土交通省等発注業務の実績(100万円を超える業務)がない場合は、この限りではない。

※ 「国交省等」とは、以下のものをいう。

各地方整備局、北海道開発局、国土地理院、国土技術政策総合研究所、内閣府沖縄総合事務局開発建設部(いずれも農水、漁港、港湾空港関係を除く)

5. 審査基準

下記における審査項目についてそれぞれ審査を行う。

(1) 企業の業務実績

平成26年度から公告日までに完了した次に示す業務において、1件以上の実績を有すること。

ただし、地方整備局等委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満(国土交通省等発注業務において平成20年6月16日以降公示した業務で低入札価格調査を経て契約を行った業務については65点未満、平成21年2月16日以降公示した予定価100万円を超えて1,000万円以下の業務のうち、その落札価格が予定価格に10分の7を乗じて得た額を下回る価格で契約を行った業務については65点未満、平成25年10月1日以降公示した予定価100万円を超えて1,000万円以下の業務のうち、その落札価格が品質確保基準価格を下回る価格で契約を行った業務については65点未満)の場合は実績として認めない。

なお、提出された業務実績が「国土交通省地方整備局(港湾空港関係を除く。)」における場合において、業務実績が当該者のものと確認できない場合は、当該者の業務実績として認めない。ここでいう、当該者のものと確認できない場合とは、合併及び会社分割等における「一般競争(指名競争)入札参加資格の再認定(又は新規の認定)」を受けていない事、若しくは、再認定(又は新規の認定)時に実績の承継が認められていない場合を指す。

業務: 国、都道府県が発注した業務のうち、上記3. の区分毎に次に示した業務。

区分(1): 地上測量に関する業務

区分(2): 空中写真測量に関する業務

(空中写真測量、航空レーザ測量、三次元点群測量)

区分(3): 地質調査に関する業務

区分(4): ダム本体及び関連施設の調査、検討に関する業務

区分(5): ダム本体及び関連施設の設計に関する業務

(2) 配置予定技術者の資格

協定締結の区分毎に以下のいずれかの資格を保有すること。

① 区分(1)(2)

測量士

②区分(3)

- ア) 技術士(総合技術監理部門:選択科目を「建設部門—土質及び基礎」、
又は「応用理学—地質」)
- イ) 技術士(建設部門:選択科目を「土質及び基礎」、
又は応用理学部門:選択科目を「地質」)
- ウ) 国土交通省登録技術者資格 施設分野:地質・土質 業務:調査
- エ) R C C M(専門技術部門を「地質」又は「土質及び基礎」) (上記ウを除く)
- オ) 地質調査技士
- カ) 土木学会認定土木技術者(特別上級、上級、1級:
資格分野を「地盤・基礎」) (上記ウを除く)

③区分(4)(5)

- ア) 技術士(総合技術監理部門:建設部門関連科目)
- イ) 技術士(建設部門)
- ウ) 国土交通省登録技術者資格
- エ) R C C M(上記ウを除く)
- オ) 土木学会認定技術者(特別上級、上級、1級) (上記ウを除く)

6. 申請書類の提出

申請書類は、下記の受付期間内に受付場所に持参、郵送(書留に限る。必着のこと。)又は電子メール(申請書類の形式はMicrosoft-Excel形式もしくはPDF形式とする)で提出するものとし、FAXによる提出は受け付けない。

複数の協定の締結区分の申請も可とするが、その場合は区分毎にそれぞれ申請すること。

(1) 受付期間

令和6年5月16日(木)～令和6年6月6日(木)
8:30～17:15まで(土曜日、日曜日、祝日を除く毎日)

(2) 受付場所

〒321-0905 栃木県宇都宮市平出工業団地14-3
関東地方整備局 鬼怒川ダム統管理事務所 調査課
電 話:028-661-7764(直通)
電子メールアドレス:ktr-kinuda50@mlit.go.jp

(3) 問合せ先

前記(2)受付場所と同じ

(4) 提出部数

1部(A4サイズ)

7. 協定締結通知

「災害時等におけるダム管理施設等災害応急復旧業務に関する協定」の締結又は非締結についての通知は、申請者へ書面をもって通知するとともに、鬼怒川ダム統管理事務所のホームページに掲示する。

なお、通知は令和6年6月13日（木）を予定している。

8. 締結できない者に対する理由の説明

協定を締結できない通知を受けた者は、鬼怒川ダム統合管理事務所長に対して締結できない理由について、以下に従い書面（自由書式）により説明を求めることができる。

なお、持参、郵送（書留に限る。必着のこと。）又は電子メール（書面はPDF形式とする）で提出するものとし、FAXによる提出は受け付けない。

（1）提出期限

非選定の通知を受け取った日から7日以内（土日祝日を除く）

8：30から17：15までとする。

（2）提出場所

6.（2）の受付場所と同じ。

（3）回答期限及び方法

説明要求を受理した日から7日以内（土日祝日を除く）に電子メールで担当者あて通知する。

9. その他

（1）申請書類作成に用する費用は、提出者の負担とする。

（2）申請書類は、鬼怒川ダム統合管理事務所のホームページよりダウンロードすること。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/kinudamu/>

（3）提出する申請書、調査票は、当目的以外には使用しない。

（4）提出された申請書、調査票は返却しない。

（5）申請書類に関する質問がある場合は、以下のとおりとする。

①質問書（書式自由）を、下記の受付期間内に受付場所に持参、郵送（書留に限る。必着のこと。）又は電子メール（質問書はPDF形式とする）で提出するものとし、FAXによる提出は受け付けない。

②受付期間

令和6年5月16日（木）から令和6年5月29日（水）

8：30～17：15分まで（土曜日、日曜日、祝日を除く毎日）

③提出場所

上記6.（2）に同じ。

④質問の回答は、令和6年6月3日（月）までに、鬼怒川ダム統合管理事務所ホームページにて回答する。

（6）災害協定締結後、以下の調査に協力すること。

①調査内容

・緊急時、平常時の担当者連絡先

担当者の氏名、所属部署、役職、会社の直通電話、会社で使用している

電子メールアドレス、携帯電話番号及びメールアドレス

- ・技術者の人数

- 協定に基づく出動可能な技術者の人数

- ・他機関との災害時における協定又は契約の締結状況

②調査時期

- 毎年４月期に依頼する。

③提出先

- ６．（２）の受付場所と同じ。

④提出方法

- 電子メール、郵送、又は持参による。

10. 協定に基づく業務の依頼について

本協定に基づく出動の依頼については事案の場所、規模、発生時に出勤出来る人員等の状況等を考慮して行う。

11. 簡易公募型競争入札（総合評価落札方式）における評価

本協定の締結者は、関東地方整備局が実施する総合評価落札方式の競争入札において、加点評価となる場合がある。

12. 協定の解除

提出された協定参加申請書に虚偽の記載があった場合は、協定締結後であっても協定を解除する。

13 管内ダム管理支所の所在地等

①五十里ダム管理支所

栃木県日光市川治温泉川治 2 9 5－1 電話：0 2 8 8－7 8－0 0 7 1

②川俣ダム管理支所

栃木県日光市川俣 6 4 6－1 電話：0 2 8 8－9 6－0 2 8 1

③川治ダム管理支所

栃木県日光市川治温泉川治 3 1 9－6 電話：0 2 8 8－7 8－0 7 0 2

④湯西川ダム管理支所

栃木県日光市西川 4 1 6 電話：0 2 8 8－7 8－0 1 8 4